

議案第97号

鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中 「夏服ズボン又は夏服スカート」 を

「夏 服 ズ ボ ン」 に改める。

(鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中 「夏服ズボン又は夏服スカート」 を

「夏 服 ズ ボ ン」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

警察法施行令の改正に準じ、警察官及び交通巡視員に対し支給する被服の品目の一部を削除するため、所要の改正をしようとするものである。